

令和7年度 南魚沼市はたらく若者奨学金返還支援事業補助金 募集案内

(1) 受付期間 随時

(2) 申請方法

申請書と添付書類を南魚沼市商工観光課に提出ください。

(3) 申請様式の入手方法

南魚沼市ウェブサイトからダウンロードいただけます。

(4) 提出、お問合せ先

担当窓口 南魚沼市商工観光課商工振興班

住 所 〒949-6696 南魚沼市六日町 180 番地 1 南魚沼市商工観光課

電 話 025-773-6665

メー ル syoukou-s@city.minamiuonuma.lg.jp

【用語の定義】

(1) 中小企業等

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
- その他、市長が適当と認める者

(2) 常用雇用労働者

正規雇用者（パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等を除く。）であって、1週間の所定労働時間が30時間以上かつ雇用期間の定めがない労働契約を締結している者

(3) 奨学金

奨学金 高等学校、短期大学、大学、大学院、専修学校などの教育機関における修学を支援するために貸与される学資金等のうち、次のいずれかに該当するもの

- 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が貸与する奨学金
- 地方公共団体、大学及び民間企業・団体などが貸与する奨学金

ただし、奨学金の制度の趣旨から補助金の対象外と市長が別に認めたものを除く。

(4) 支援制度

中小企業者等が、雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則など明文化された文書（以下「内部規定等」という。）に基づき、従業員に対して金銭を年1回以上給付することにより、当該従業員が主たる債務者となっている奨学金の返済に係る負担を軽減する制度をいう。ただし、給付の対象となった従業員が退職した場合、当該従業員に給付額の全部又は一部の返還の義務を負わせるものを除く。

(5) 代理返還

中小企業者等が、従業員本人が主たる債務者となっている奨学金について、当該従業員本人に代わり、返還額の一部又は全部を第3号に定める機構等に直接送金することにより返済を支援する制度。

【1】事業の目的

若者の市内就労と企業の人材確保の促進を図るため、若者の従業員の奨学金返済を支援する制度を設けている市内中小企業等に対し、その一部を補助します。

【2】補助対象者

補助対象者は、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- 市内に事務所、店舗、工場等を有し、現に事業を営む中小企業者等。
- 市税を滞納していないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有していないこと。

【3】支援対象者

支援対象者は次の要件をすべて満たすことが必要です。

- 補助対象者に常用雇用労働者として雇用されていること。
- 雇用を開始した日における年齢が30歳未満であること。
- 奨学金を返還中であるか、返還予定が確定していること。
- 南魚沼市に住民登録があり、かつ、勤務先が南魚沼市内であること。
- 補助対象期間の各年度末（3月31日）において、申請時と同じ補助対象者に雇用されていること。
- 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
- 補助対象者と同居している親族でないこと。（ただし、勤務実態、勤務条件が支援対象者以外の従業員と同様であると認められるものを除く）

【4】補助対象期間、補助率、補助限度額

補助対象期間	採用後5年以内（補助対象者が支援対象者の雇用を開始した日の属する月を1か月目とし、60か月目となる月まで）。 ただし、返還すべき奨学金の初回返還が、雇用を開始した日の属する月でない場合、初回返還日の属する月を1か月目とし、そこから60か月目となる月までを補助対象期間とする。
補助額	1 代理返還をしていない補助対象者の場合は、当該会計年度中に支払った以下の①、②のいずれか低い額に補助率を乗じた額 ① 支援対象者が返還した奨学金の額 ② 補助対象者が支援制度に基づき給付した額 2 代理返還をした補助対象者の場合は、当該会計年度中に第2条第3号に定める機構等に代理返還した額に補助率を乗じた額とする。
補助率	1/2以内

会計年度の補助上限額	12万円
補助対象期間における補助上限額	60万円

【5】申請方法

南魚沼市はたらく若者奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に下記書類を添付し、南魚沼市商工観光課に提出してください。結果は、受付後2週間以内をめどに補助金交付（不交付）決定通知を送付します。

○添付書類

- ①支援制度に係る内部規定等の写し
- ②支援対象者の雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し
- ③支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ④支援対象者の住民票の写し
- ⑤支援対象者の返還額及び初回返還日等が分かる書類
- ⑥中小企業等であることが確認できる書類（資本金又は従業員数が確認できる書類など）
- ⑦補助金振込先口座情報が確認できる書類（通帳の写しなど）
- ⑧市税納税証明書（発行から3か月以内のもの）

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

【5】実績報告

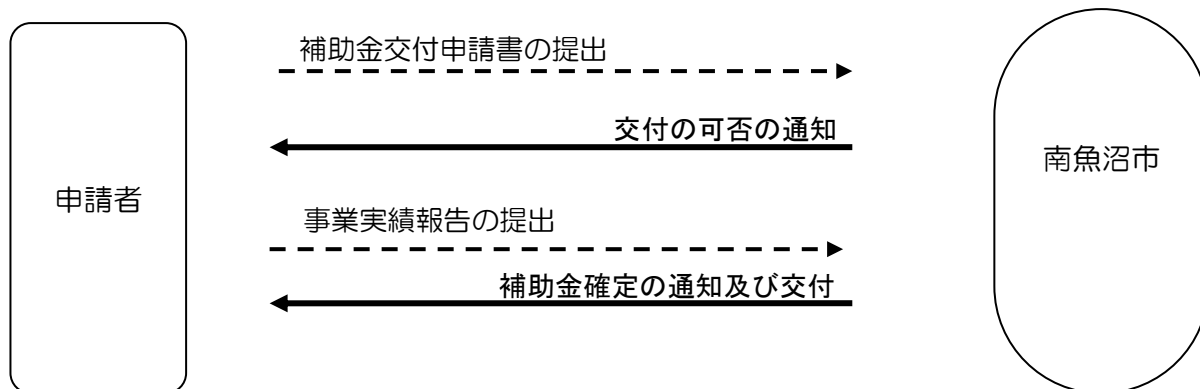
補助対象者は、各会計年度の補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該会計年度の3月31日いずれか早い日までに実績報告を提出してください。

○提出書類

- ① 南魚沼市はたらく若者奨学金返還支援事業補助金実績報告書（様式第5号）
- ②代理返還をしていない補助対象者の場合は、給与明細書、賃金台帳など支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し。代理返還をした補助対象者の場合は、支援対象者に代わり、奨学金の返還額の一部又は全部を第3号に定める機構等に代理返還した月ごとの実績が分かる書類の写し
- ③支援対象者の奨学金が返還されたことを証する書類

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

【6】申請から補助金支払いまでの流れ



※補助対象者が補助事業の内容を変更する場合は、南魚沼市はたらく若者奨学金返還支援事業補助金 変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。（補助金額の変更を伴わないものは除く）

※補助対象者が補助事業を中止、廃止する場合は、南魚沼市はたらく若者奨学金返還支援事業補助金 中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。